

## 原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書

奈良県奈良市、大和郡山市、天理市及び生駒市（以下「避難受入市」という。）と福井県敦賀市（以下「敦賀市」という。）とは、敦賀市及び周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における敦賀市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、避難受入市及び敦賀市が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の9の規定に基づき行う敦賀市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で敦賀市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、敦賀市長が県外広域避難の必要があると認めるときは、避難受入市は当該市において災害対策本部を設置しているなど正当な理由がある場合を除き、敦賀市民を受入れるものとする。

2 避難受入市は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を敦賀市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 避難所の運営は、敦賀市の責任において行うものとする。

4 敦賀市は、県外広域避難にあたっては、福井県及び奈良県と連携し、避難受入市の負担とならないよう配慮しなければならない。

### （県外広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市に対する県外広域避難の受入要請は、敦賀市が福井県及び奈良県を通して行うものとする。

2 前項の受入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 避難受入市は、奈良県と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

### （受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難人数の規模、避難施設の利用状況等を踏まえ、避難受入市が、敦賀市、奈良県及び福井県と協議して決定するものとする。

### （スクリーニング等）

第5条 県外広域避難を行う敦賀市民等に対するスクリーニング及び除染は、敦賀市民の安全・安心を最優先に行うこととし、実施場所、方法等については国の方針等に従い、福井県が実施する。

### （必要物資等）

第6条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、敦賀市が福井県と協力し、確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、敦賀市は、避難受入市に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらうよう要請することができる。

### （費用の負担）

第7条 県外広域避難に要する費用のうち災害救助法に定めがないものについては、原則として敦賀市が負担する。

### （情報の交換）

第8条 避難受入市及び敦賀市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

### （連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市及び敦賀市の防災担当課長とする。

### （協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市及び敦賀市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各市記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年2月26日

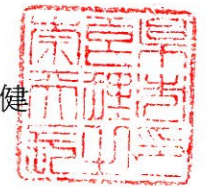
奈良県奈良市長 仲川 元



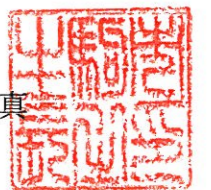
奈良県大和郡山市市長 上田 清



奈良県天理市長 並河 健



奈良県生駒市長 山下 真



福井県敦賀市長 河瀬 一治

